

唐代貴人に就いての一考察

宇都宮清吉

唐代の王公貴人富豪又は王公百官富豪或は單に貴人富豪と言ふ社會の上流階級者が如何にしてその經濟生活を營み又社會に向つて如何なる影響を與へつゝあつたかに就いては已に學者の研究してゐる所である。^①

而して此處に所謂王公貴人富豪或はその他が語を以て表される階級の如何なるものなりやと言ふに王公は唐の爵制に定められた爵位であつて宗室子弟或は有功者に與へられる榮爵であつた。

唐初に行はれた封爵に關する唐令は如何なるものであつたか明らかでないが通典には貞觀十一年の記事に引續いて

其後定制皇兄弟皇子爲王。皆封國之親王。中略領親事帳內二府及國官太子男封郡王。自至德元年至大曆三年封異姓爲王者凡百一十

二其次封國公。其次有郡縣開國公侯伯子男之號亦九等。並無官士。其加實封者食其封。分食諸郡以租

調給自武德至天寶實封者百餘家。自至德二年至大曆三年食實封者二百六十五家云々（通典卷三十二）

としてゐる。

而して是が何時代の定制であつたかは不明であるけれども此の中に出て来る爵名が唐初から存して宗室子弟や功臣に與へられてゐたことは極めて明らかである。但し郡王は趙翼も

古來王爵之濫。未有如唐中葉以後之甚者。唐初如李靖李勣尉遲敬德秦叔寶等戰功皆祇封公。其膺王爵惟外蕃君長內附如突利封北平郡王。中略以及羣雄中有來降者如高開道封北平郡王中略而已。自武后

欲大其族。武氏封王者二十餘人。於是王爵始賤(陔餘叢考卷十七)。

と言つてゐる様に唐初には普通の臣下には與へられなかつたものである。

而して爵位にはそれ／＼食邑が附されてゐたことも唐初からの通例でたゞ制度として如何に規定されてゐたかは遽かに明かにし難い。六典には

一曰王正一品食邑一萬戶。二曰郡王從一品食邑五千戶。三曰國公從一品食邑三千戶。四曰郡公正二品。食邑二千戶。五曰縣公從二品食邑一千五百戶。六曰縣侯從三品食邑一千戶。七曰縣伯正四品食邑七百戶。八曰縣子正五品食邑五百戶。九曰縣男從五品食邑三百戶(六典卷二吏部司封郎中員外郎條)

と規定され仁井田陞氏は之を六典の成り立ちから考へて開元七年の令の規定とされてゐる。以後は大體これに據つたものと思はれる。^②そして勿論これらの爵位は世襲であつた仁井田氏が開元令より(七年令)以前の唐令として擧げられたものによれば

案封爵令。公侯伯子男身存之內

國書刊行會本令集解頭註云內金澤文庫本作曰

不爲立嫡。亡之後嫡襲爵。庶子聽仕

同上云任金澤文庫本作任

宿衛也。襲爵嫡子無子孫。而身亡者徐國。更不及兄弟。(唐令拾遺封爵令。三百五頁參看)

となつてゐる。^④而して永式となつたものは氏が六典その他によつて復源せられた

諸王公侯伯子男皆子孫承嫡者傳襲。無嫡子及有罪疾立嫡孫。無嫡孫以次立嫡子同母弟。無母弟立

庶子。無庶子立嫡孫同母弟。無母弟立庶孫。曾玄以下准此。無後國徐^④

と言ふものであつたらうと思ふ。氏によれば是は開元七年及二十五年の令に制定せられたものとされ
てゐる。^⑤

百官とは言ふまでもなく唐の官人である。彼等は正一品以下從九品下に至る所謂流内の職事官又は
散官に任叙せられた。^⑥そして一定の祿俸を給せられ又永業田や職田が與へられた。永業田は唐初の唐
令では如何に規定されてゐたか不明であるが職田は武徳元年に已に定制のあつたことを仁井田氏は擧
げてゐられる。^⑧又百官の子孫は蔭によつて官界進出の場合には有利な條件が附せられてゐる。^⑩之も唐
初の唐令に於ける規定ははつきりしない。而し何等かの規定の存したことは通典百七十刑八寬恕の項
に令云々とあつて唐初の蔭に關することが述べられてゐてから推定は爲し得る。^⑪

而して特に王公貴人富豪と同一範疇に屬する上流階級者としての百官は斯様な官人の内でも殊に上
層に屬するものであらうことは當然である。

貴人富豪は大體に於いて以上に述べた様な王公以下及び百官を指す。王公百官が法規上の等級名で

あるに對して、これは社會上の身分名であると考へられる。支那では昔から高位高官となることを富貴になると言つた例は極めて多い。これは支那に於ける傳統的且つ理論的思想であつた。⁽¹⁴⁾ 唐代に於ても

〔袁〕天綱曰。馬〔周〕侍御伏犀貫腦。兼有玉枕。又背如負物。當富貴不可言。〔舊唐書卷百九十一袁天綱傳〕

とあるは馬周が中書令兼吏部尙書になることを豫言したものであり又德宗時代有名なる楊炎の知遇を得た沈既濟は⁽¹⁵⁾

近代以來九品之家皆不征。其高蔭子弟重承恩獎。皆端居役物坐食。百姓何以堪之。是以言代冑之家

太優〔通典卷十八選舉六〕

と言つて流内でも特に高品の家柄の子弟が世々高蔭を蒙りその經濟生活は富裕であつたことを指摘してゐる。同じ様なことを唐の康駢は

乾符中洛中有豪貴子弟。承藉勳蔭。物用優_居云々〔學津討源本〕⁽¹⁶⁾
〔劇談錄卷下〕

と言つてゐる。即ち高官の家であること又は勳爵の家柄であることは同時に富人の家であることを意味してゐるのであつた。富人の中には而し夫の有名な王元寶の様に富商⁽¹⁷⁾の存在してゐるのは當然であるが此の論文では富商に就いては考へないことにする。此處に所謂貴人富豪と言ふは全く王公百官と同一の階級者を指すものと定義する。而して斯る貴人富豪は新唐書の宰相世系表を見たゞけでも、大

概南北朝以來引續いた舊家、所謂門閥出身者であるからしてこれを概言して唐代の貴人富豪は即ち又門閥貴人の謂であるとしても左程誤りではないと思ふ。

此の小篇の目的は斯る門閥貴人階級の唐代に於ける推移と其に伴なふ生活の一面即ち、最も常識的な意味に於ける眞面目なる家門經營の上の最關心事に就いて考察して見やうとする所にある。

さて魏晉南北朝と言へば史上には隠れもない門閥貴族政治の時代であつた。魏書の世宗本紀の詔に任賢明治。自昔通規。宣風贊務。實惟多士。而中正所詮但存門第。吏部彝倫。仍不才舉。遂使英德罕昇。司務多滯(卷八正始二年詔)

とあり、又宋書の著者として有有なる沈約は當時の門閥貴族制を概評して

漢末爭亂。魏武始基。軍中倉卒。權立九品。蓋以論人才優劣。非爲世族高卑。因相沿遂爲成法。自魏至晉莫之能改。以才品人而舉。世人才升降蓋寡。徒以馮藉世資。用相陵駕。都正俗士斟酌時宜。

品目多少。隨時俯仰。劉毅所云。下品無高門。上品無賤族者也。(晉書劉毅傳作上品無寒門。下品無勢族。卷四十五)。歲月遷譌。

斯風漸篤。凡衣冠莫非二品。自此以還遂成卑庶。周漢之道以智役愚。臺隸參差用成等級。魏晉以來以貴役賤。士庶之科較然有辨(宋書卷九四恩倖傳)

とあるは何れもかゝる門閥貴族制度による政治の實際状態を道つたものである。

此時代の門閥貴族制度維持にあつては夫の曹魏の陳群が創案したとされる九品中正の制度が有力な¹⁰⁾

る機關となつたことは古今を通じて學者の認める所である。通典に引かれた唐の趙匡の舉選議にも魏氏立九品之制。中正司之。於是族大者第高而寒門之秀屈矣(通典卷十 七選舉五)とあり馬端臨はその著文獻通考に於いて

按魏晉以來雖九品中正之法。仕進之門則與兩漢一而已。中略然諸賢之說多欲廢九品。罷中正何也。

蓋鄉舉里選者採毀譽於衆多之論。而九品中正者。寄雌黃於一人之口。中略至中正之法行則評論者自是一人。擢用者自是一人。評論所不許則司擢者不敢違。其言擢用或非其人則司評論者本不任其咎。

體統脈絡各不相關。故徇私之弊無由懲革。又必限以九品專以一人。其法大拘。其意太狹。其跡太露。

故趨勢者不暇舉賢(卷二十八 選舉考一)

と言ひ趙翼も此の時代を批評して

高門華閥有世及之榮。庶姓寒人無寸進之路。選舉(九品中正)之弊至此而極。然魏晉南北三四百年。莫有能

改之者。蓋當時執權者。卽中正高品之人。各自顧門戶。固不肯變法。且習俗已久。自帝王以及士庶。

皆視爲固然而無可如何也(二十二史劄記卷八)

と言つてゐる。岡崎文夫氏は九品中正の本質の一つとして家系調査が官吏選用の場合には必ず行はれたと言はれる。^①そうしてそれが家柄の高下と官階との間に或る種の關係をもたらし「上品無寒門下品無世族」などの状態に至らしめるとされた。^②尤も氏は南朝に於ける貴族制は民族移動の結果將來され

たものと考へられる故南朝に於ける九品中正の制度の作用は左程重視されてゐないけれども、而しその制度維持の上に有力な機關となつてゐたことは争はれないと思ふ。

魏晉南北朝時代門閥貴族制度の維持と發展に大なる力のあつた九品中正制が何故又適確に何時廢絶したかは猶研究す可き點と考へられるが少くも北周の時代から官僚的國家が次第に強方に組織され始め國家が門閥貴族を凌駕する兆候を示して來てゐることは岡崎文夫氏の研究になる魏晉南北朝通史にも記されてゐる所であるから夫の名臣蘇綽が大統十年六條詔を爲つて之を北周の太祖に獻じ時猶霸府にあつた太祖は魏帝をして之を天下に行はしめたと云ふものの第四條には擢賢良の項があり門閥によつて官吏を採用せんとする從來の九品中正制度を打破す可き機運も自らその間に動いてゐると考へねばならぬ。

杜佑は

〔北周〕初霸府時蘇綽爲六條詔書。其四曰擢賢良。綽深思本始。懲魏齊之失。罷門資之制。其所察舉

頗加精慎（通典十四卷）
（選舉二）

と言つてゐる。そして又その續きに

自後周以降選無情濁云々

と言つてゐることはかゝる機運を示すものであり遂に隋の天下一統を轉機として九品中正の制度も又

廢絶に歸す可きであつたらう。されば唐の劉秩が隋氏罷中正と傳へ又通典に

煬帝始建進士科⁽²³⁾
(同前掲條)

とあつて古今の學者の認めて以つて門閥貴族制度發展の重要な支持力となす所の九品中正制度に代つて全然家系を問題にしないたゞ個人の有する才能を「試験」と言ふ最も公平なる可き手段に訴へて試みる所の科擧の制度が隋代に至つて現はれたことは當然でなければならぬ。

さて魏晋南北朝時代門閥貴族制度を強力に支持する作用をなした所の九品中正の制度はかくて隋代に亡んだけれども門閥貴族制度によつて長いこと培はれて來た貴族尊重の風は一朝一夕のことで解消するものではなかつた。隋唐の時代を通じて門地を尊ぶ風習は依然として行はれたのである。清の趙翼は高士廉や李義府や杜恙の傳を引用して唐代に於いても如何に門閥貴人が門地を誇り自他共にそれを認める風のあつたかを説いてゐる。⁽²⁴⁾ 趙翼の見たのは専ら社會的風習の方面であるが、宋の鄭樵は

自五季以來取士不問世家。婚姻不問閥閱。故其書^(譜系)散佚而其學^(譜學)不傳。(通志卷二十
五氏族略序)

と言つて政治的方面からもその勢力の退却したのは實に五代以來であるとしてゐる。内藤博士も唐宋五代を以つて支那に於ける中世と近世の轉換の期とされ中世を特徴づける各種の事實の内に此の魏晋南北朝以來發達して來た門閥貴族制度とその政治こそ、その政治形體に於ける特質であるとされた。⁽²⁵⁾

而して内藤博士の言はれる如く唐の時代を中世の完成期となし宋を以つて近世への開始期とするな

れば流行する歴史の過程に於ける唐代の史的意義は正に完熟せる種子が其の内部に新に芽生えんとするものを包藏してゐる姿にも比す可きものであり、且つそれは時代と共に次第に成長發芽するに至る可きものであつたらう。

然らば唐代門閥貴族制度の内には何が胚芽として次第に成長發展しつゝあつたであらうか、此の論を進める爲めに左に二つの表を示そう。²⁰⁾

〔表 A〕

書名	分類	出典	卷數	著者	年	代	備考
(1) 大唐氏族志							
通志	總譜	通志	一〇〇	高士廉	太宗時	太宗時	年代據高士廉傳
舊書		舊書	一〇〇	高士廉等	太宗時	太宗時	同 右
新書		新書	一〇〇	高士廉等	貞觀十二年	貞觀十二年	
會要		會要	一〇〇	高士廉等	貞觀十二年	貞觀十二年	
元龜		元龜	二〇〇	高士廉等	貞觀十二年	貞觀十二年	
(2) 姓氏譜							
總譜							
通志		通志	二〇〇	呂才等			玉海作唐姓氏錄。
舊書		舊書	二〇〇	許敬宗			李義府傳作姓氏錄
新書		新書	二〇〇	許敬宗呂才等	高宗時	高宗時	呂才新書作李才誤也年代據高士廉傳
會要		會要	一〇〇	許敬宗呂才等	顯慶四年	顯慶四年	
元龜		元龜	二〇〇	許敬宗			姓氏譜作姓錄

(3) 大唐姓族系録

總譜				
通志	舊書	新書	會要	元龜
二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
柳沖	柳沖等	柳沖等	柳沖等	柳沖等
	先天初	先天初	先天二年	先天中奏上
	年代據柳沖傳	同右	作姓族録	神龍三年上表。死大字國朝宰相甲族項參看

(4) 大唐十四家貴族

總譜				
通志	舊書	新書	會要	元龜
一				
韋述等				

(5) 衣冠譜

總譜				
通志	舊書	新書	會要	元龜
〇	〇	〇		〇
路敬淳	路敬淳	路敬淳		路敬淳
	萬歲通天二年獄死	武后頃獄死		
	故武后時撰也	同右		作衣冠系録

唐代貴人に就いての一考察

第十九卷 第三號 四七一

(6) 考姓略記

總譜			
通志	〇	路敬淳	玉海著作姓略記
舊書	〇	路敬淳	考字著作。武后時撰也
新書	〃	路敬淳	同 右
會要	〃	路敬淳	
元龜	二	路敬淳	考字著作。記字无。武后時撰也

(7) 姓氏實論

總譜			
通志	〇	王元感	
舊書	〃	王元感	
新書	〇	王元感	武后頃卒 年代據本傳
會要	〃	王元感	
元龜	〃	王元感	

(8) 姓苑略

總譜			
通志	〃	崔日用	
舊書	〃	崔日用	
新書	一	崔日用	開元七年頃卒 故其以前也
會要	〃	崔日用	
元龜	〃	崔日用	

(9) 開元譜

總譜			
通志	舊書	新書	會要
三	三	三	一
章	章	章	明
述	述	述	皇
一	玄宗之初世	玄宗之初世	一
一	此項全依本傳	年代據本傳	一

(10) 天寶新譜

總譜			
通志	舊書	新書	會要
一	一	一	一
明	一	一	一
皇	一	一	一
一	一	一	一
一	一	一	一

玄宗自撰歟

(11) 國朝宰相甲族

總譜			
通志	舊書	新書	會要
一	一	一	一
章	章	章	一
述	述	述	一
一	一	至德二年流死	一
一	一	據舊書本傳記事、故其以前作也	一

(12) 百家類例

總譜			
通志	三	韋	述
舊書	一		
新書	三	韋	述
會要	二	賈	至
元龜	二	賈	至
通志	一	李林甫	
舊書	一		
新書	一	李林甫	天寶末歿
會要	一		
元龜	一		
通志	一		
舊書	一		
新書	一		
會要	一		
元龜	一		

本論參看

本論參看

同 右

同 右

(13) 唐新定諸家譜錄

總譜			
通志	一	李林甫	天寶末歿
舊書	一		
新書	一	李林甫	天寶末歿
會要	一		
元龜	一		
通志	一		
舊書	一		
新書	一		
會要	一		
元龜	一		
通志	一		
舊書	一		
新書	一		
會要	一		
元龜	一		

本傳記事參看

全字恐至字訛也

(14) 姓氏雜錄

總譜			
通志	一	孔	全
舊書	一		
新書	一	孔	至
會要	一		
元龜	一		
通志	一		
舊書	一		
新書	一		
會要	一		
元龜	一		
通志	一		
舊書	一		
新書	一		
會要	一		
元龜	一		

與韋述同時代人

(15) 唐官姓氏記

				總譜
通志	舊書	新書	會要	元龜
五		五		
李利涉		李利涉		
				永隆二年撰

年代據玉海

志注云。初十卷利涉貶南方亡其半

玉海參看

(16) 編古命氏

				總譜
通志	舊書	新書	會要	元龜
三		三		
李利涉		李利涉		
				永隆二年撰

(17) 姓氏韻略

				韻譜
通志	舊書	新書	會要	元龜
六		六		
柳璨		柳璨		

唐末爲朱全忠所斬

唐代貴人に就いての一考察

第十九卷 第三號 四七五

韻譜

通志

五

張九齡

開元未沒

年代據舊書本傳

(18) 姓源韻譜

韻譜

通志

七

竇從一

武后—元宗之人

年代據本傳

韻譜

通志

七

竇從一

武后—元宗之人

年代據本傳

(19) 系纂

韻譜

通志

〇

林寶

本論參看

韻譜

通志

〇

林寶

本論參看

(20) 元和姓纂

韻譜

通志

〇

王涯

元和七年

元和二字无

韻譜

通志

〇

王涯

元和七年

元和二字无

韻譜

通志

〇

王涯

元和七年

元和二字无

韻譜

通志

〇

王涯

元和七年

元和二字无

韻譜

通志

〇

王涯

元和七年

元和二字无

韻譜

通志

〇

王涯

元和七年

元和二字无

(21) 元和姓纂鈔

韻譜				
通志	舊書	新書	會要	元龜
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

〔表 B〕

年 代 別	出 典	通 志						
		總譜	譜韻	計	舊書	新書	會要	元龜
玄宗ヲ中心トシタル時代以前		一六	二	一六	六	一五	四	六
ソ		—	三	—	—	二	—	—
レ		—	—	—	—	—	—	—
以 後		—	—	—	—	—	—	—
合 計		一六	五	二二	六	一七	五	七

唐代の譜系の類を最も多く聚録してあるものは先づ鄭樵の通志が第一であらう。⁽²⁷⁾ 故に以下便宜上之を中心とし他の諸書を參考として門閥氏族制度の推移を窺つて見やうと思ふ。

鄭樵は系譜の書を分類して帝系。皇族。總譜。韻譜。郡譜。家譜の六種とした。⁽²⁸⁾ 而して此論を進める爲めには帝王や皇族の譜牒は役に立たない。郡譜は一地域に限られたものであるし家譜は或る一家に限られたものであるから何れも考察の目的たる一般氏族制度の推移を觀するには適しなと思ふ。それ故に撰ばれるのは當然幾つかの氏族を綜合して編纂した所の總譜及び韻譜でなければならぬと思ふ。

ふ。表Aに記載したものは皆鄭樵が總譜及び韻譜に編入したものの許りである。左に参考の爲め鄭樵が總譜及び韻譜に編入した唐代の譜牒の書を列擧しそれについて二三の注意事項を説明し表A及びBの參看に便しやう。

- 1、大唐氏族志一百卷
- 2、姓氏譜二百卷呂才等撰
- 3、大唐氏族系錄二百卷柳沖撰
- 4、大唐十四家貴族一卷吳兢韋述等撰
- 5、衣冠譜六十卷路敬淳撰
- 6、考姓略記二十卷路敬淳撰
- 7、姓氏實論十卷王元感撰
- 8、姓苑略一卷崔日用撰
- 9、開元譜二十卷韋述撰
- 10、天寶新譜一卷明皇撰
- 11、國朝宰相甲族一卷韋述撰
- 12、百家類例三卷韋述撰

13、唐新定諸家譜錄一卷李林甫等撰

14、姓氏雜錄一卷孔全撰

15、唐官姓氏記五卷李利涉撰

16、編古命氏三卷李利涉撰

17、永泰新譜二十卷柳芳撰

18、續譜十卷柳璟撰

以上は總譜の中に編入されてゐるもので大體他の書と照合して見るに年代順に並べてある様である。⁽²⁰⁾
韻譜は

1、姓氏韻略六卷柳璨撰

2、姓源韻譜四卷曹大業撰

3、姓源韻譜五卷張九齡撰

4、系纂七卷竇從一撰

5、元和姓纂十卷林寶撰

6、姓林五卷陳湫撰

7、五姓證事二十卷

唐代貴人に就いての一考察

8、元和姓纂鈔一卷

の八種が登錄されてゐる。

猶ほ左に二三の注意す可き點を述べやう。鄭樵が韻譜に編入した曹太宗の姓源韻譜。陳湘の姓林。及び撰者不明の五姓證事の三編は何れも著作年代或は著者の年代が不明であるから省略せねばならぬ。又同じく總譜の内にある永泰新譜二十卷柳芳撰及び續譜十卷柳璟撰は舊唐書に

〔柳芳〕永泰中中略撰皇室譜二十卷號曰永泰新譜。中略〔後〕璟依芳舊式續德宗後成十卷以附前譜舊唐書百四十九、柳芳傳參看

とあり唐會要には

永泰二年十月七日。宗正卿吳王祗奏。修史館太常博士柳芳撰皇室永泰譜二十卷上之。卷三十六。氏族。及册府元龜國史部譜牒。柳芳條注參看

及び

〔開成四年〕閏正月勅翰林學士柳璟修續皇室永泰新譜同前書及册府元龜同前柳璟條參看

とあつて一般氏族に關するものでなく皇室に關する族譜であるから之も省略に従はねばならぬ。百家類例は新唐書藝文志には通志と同じく韋述の撰としてあるけれども韋述が百家類例を著した事は他に見えず却つて新唐書には

〔孔至〕明氏族學。與韋述蕭穎士柳沖齋名。撰百家類例云々（新唐書百九十
九本傳參看）

としてあるから是は寧ろ孔至の撰とする方正しく従つて唐會要に

乾元元年著作郎賈至撰百家類例十卷（卷三十
六氏族）

とある賈至も孔至の誤りでなければならぬ。而して冊府元龜も會要と同じく賈至に作るは全く元龜が會要を踏襲したからに過ぎぬ。著作年代を會要が乾元元年に作ることに不審はないから百家類例は孔至の作にして乾元元年著作されたとすることが正しいと思ふ。猶ほ此の考へは玉海（卷五）の意見を參考したものであることを附記する。

元和姓纂十卷（晁氏郡齊讀書志
譜牒類作十一卷）に就いては通志と新唐書藝文志及び晁氏郡齊讀書志譜牒類は林寶の作とし會要は王涯の作としてゐるが、玉海（卷五）によれば

林寶元和姓纂十卷。林寶自序云々……元和七年壬辰十月知制誥王涯爲後序

とあるからして王涯はたゞ序文を書いたゞけの人と思はれる、猶輯本元和姓纂の洪瑩の校輔元和姓纂輯本後序を參省するも此の見解の正しいことが證明される。而し何れにしても本書が唐の元和中の編纂になることは書名の示す所の通りであらう。

さて鄭樵はその氏族略の序に各氏族を綜合編纂した氏族譜⑪の類を

其書雖多太繁有三種。一種論地望。一種論聲。一種論字。論字者則以偏旁爲主。論聲者則以四聲爲

主。論地望者則以貴賤爲主(通志卷二十
五氏族略序)

と言ふ三種に分類したが右に擧げた表Aの鄭樵の所謂總譜は論字を含んでゐるとは思はれないし論聲は韻譜の部に分けられてゐるから正に總譜は論地望の範疇に入る可きものであるのは明であらう。果して此考を正しいとすれば唐代地望を以つて論じた氏族譜の類は全部玄宗を中心とした時代以前(註)の編纂にかゝりそれ以後に於いては僅かに三篇の韻譜を見るのみである。而して此の韻譜も元和姓纂(註)と言ふものは元和姓纂の拔萃であらうと思はれるから實質的にはたゞの二篇あるのみと考へられやう。(註)

さて斯様な事實の示す意味如何。内藤博士は唐代の中期までを門閥貴族制の最盛期とされ、又新唐書高士廉の傳に附されたる贊によれば

〔唐〕至中葉風殺又薄。譜錄都廢。公靡常產之拘士。亡舊德之傳。言李悉出隴西。言劉悉出彭城。悠悠世祚訖無考按。冠冕皐隸混爲一巴。可太息哉(新唐書卷
九十五)

と言ふ。前に掲げた事實と後に述べた様な意見を以つて考ふるなれば玄宗を中心とした時代以前に於いては門閥貴族制度は猶ほ相等の實力を有し國家の權力は門閥貴族の勢力を度外視することが出来なかつたからして氏族譜の如きも官撰の而も浩漭なるものが作られたけれども、それ以後に於いては國家はも早や門閥貴族に氣兼ねする必要がなくなり従つて氏族譜の如きものを次第に必要としなくなつて來たのではないか。即ち後の時代に於いては最早や門閥貴族制度は寧ろ形骸と餘習の内にこそ根強

い支配力があつたがその實質は漸く崩壞の道を辿つてゐたことを示すものではないかと思ふ。

而して一方門閥貴族制度隆盛の象徴とも見られる氏族譜の編纂に當つては帝權は寧ろ決して舊來の門閥を其儘承認するものではなかつた。即ち飽までもこれを唐朝の政治的權力下に再組織し唐朝の國權を以つて貫かうと言ふ態度が示されてゐると思ふ。唐の太宗は高士廉等に命じて有名な貞觀氏族志^⑤を編ませたが、それが依然として舊來の門閥偏重に傾き恐るゝ所もなく山東の崔氏が隴西李氏を凌いで天下第一等の名族として記載されてゐるのを見て

我不解人間何爲重〔山東舊族〕。我今特會要無定族姓會要作者者。欲崇重會要無今會要作者朝冠冕。會要有垂之不朽四字。何因

崔幹猶第一等。以下會要文稍略卿等不貴我官爵耶。不須論數世以前。取今官爵高下作等級。遂以崔幹爲第三

等。(舊唐書卷六十五高士廉傳唐會要卷三十六氏族)

と言ひ單に族望のみに依つて門戸を保つてゐる様な舊來門閥は之を黜け唐朝の制覇に當つて有功なりし者又は唐の官爵を享けて之に恭順なるものに對してのみ閥族としての資格を認めたのであつた。太宗の斯様な態度は高宗の時に作られた姓氏譜^⑥に於いても現はれてゐる。唐會要に依れば

顯慶四年九月五日。詔改氏族志爲姓錄中略以皇后四家鄒公介公贈台司。太子三師。開府儀同三司僕射爲第一等。文武二品及知政事者三品爲第二等。各以品位爲等第。凡九等(原註)上略立格以皇朝得五品者書入族譜下略(唐會要

六氏
族)

とあり、唐の官品が門戸の高下を決定したことが窺はれる。更に通鑑によれば貞觀氏族志は

專以今朝品秩爲〔氏族〕高下。於是皇族爲首。外戚次之。降崔民幹爲第三等九等之次皇族爲上之上。外戚爲上之中。崔民幹爲上之下。

(卷百九十五)

とあつて李氏が天下第一等の名族として録せられることになつたのであつて是は恐らく貞觀氏族志によつて重加修撰したとされる氏族系録に於いても亦襲用された方式なる可く、會要によれば孔至の百家類例も隴西の李氏を以つて第一等の門戸としたことが明かである。

〔百家類例〕序旨曰 中略 以隴西李氏爲第一(會要卷三十 六氏族項註)

されば是は恐らく唐代氏族譜の編纂にあつて常に用ひられし方式であつたらう。又唐代修撰の氏族譜は多く大唐、國朝或は唐の年號が冠せられてゐるが是等のことは何も天下の閥族が唐の政治的權力によつて統一貫通されてゐることを示すもので南北朝代のものには斯る冠詞の附せられしもの殆ど見られないのも正に時代の影響なる可く唐の國家が門閥團を超克せし姿を想見出来るであらう。事實南北朝時代は門閥が却つて國家に超然としてゐたのであり

其時(南北朝時代)高門大族門戸已成。令僕三司可安流平進。不屑竭智盡心。以邀恩寵。且風流相尙。罕以

物務關懷(二十二史劄記卷八)

と趙翼の評したのは誠に正しいと思はれるがかくては國家の大變に臨んで誠心之が爲めに盡さんとの

思想起る筈なく同じ趙翼は魏晉以來眞に死を以つて朝家國家の爲めに盡瘁した者の皆無なるを指摘した。^④斯る風潮に比して唐の宣宗の大中年間⁸¹¹⁻⁸²⁰凌雲閣に畫かれたと言ふ唐朝國初以來の名臣忠臣^⑤が多くの門戸を誇る家柄の出身であることを思ふと、國家と門閥或は朝廷と門閥との關係に相當なる相異點が觀取されるのである。

かゝるが故に官吏の任用にあたつても、家門の高下は已に問ふ所でなく、否それとは全く反對に本質的には家門の高下を破壊する作用を有する科擧制度が採用され、且つそれが次第に重んぜられるに至るのは寧ろ當然であらう。事實新唐書の宰相世系表^⑥と新唐書舊唐書の各傳を照合しつゝ研究して見るに玄宗を中心とした時代以前に於いては猶ほ此論文の冒頭に記した様な門蔭による有利な條件を利用した門閥子弟の相當多いことは否むことが出來ない共、それ以後に於いては宰相始め百官で職事官となるものは各家比々として親子兄弟相繼いで登科した者の多いことを發見せざるを得ないのである。

科擧は前にも言つた如く門資を問はず個人の才能の如何を問題とする故に才學あるものは貴人と言はず寒士と言はず又庶人からも之に向つて雲集した。通典によれば進士料にだけ集まつた擧人が千人もあり明經はそれに倍してゐたと言ふ又韓愈は論今年權停擧選狀^⑦に於て

今京師之人不啻百萬。都計擧者不過七千人。云々と言つてゐる所を以つて見ても科擧に雲集する所謂

士人の群を想觀することが出来る。そしてその舉人には社會のかなり廣範圍の階級の人々が含まれてゐたのである。先づ五代の王定保の摭言に引かれた會昌五年舉格節文には

公卿百寮子弟及京畿內士人。寄客外州府舉士人等。脩明經進士業者並隸名所在監及官學云々(卷一)

とあり公卿百寮と言ふ如き貴人の子弟が一般士人と共に科場に登科を争つたことが想見されるであらう。又舊唐書に

史臣曰。楊〔收〕劉〔鄴〕曹〔確〕畢〔誠〕諸族。門非世胄。位以藝升。伏膺典墳。俯拾青紫而收得位(卷百七十七)

と言はれてゐる寒門の士人は舉族進士に登科し宰相にまでなつた人々である。更に太平廣記に引かれた南楚新聞と言ふ唐代の雜聞を集めた書物によれば賈人の子弟も登科した。

關圖有一妹。甚聰慧。文學書札罔不動人。圖常語同僚曰。某家有一進士。所恨不櫛耳。後寓居江陵。有龔賈常某者。囊畜千金。三峽人也。亦家於江陵。深結託圖。中略常公殂有二子。狀貌頗有儒雅風紀。而略曉文墨。圖竟以其妹妻之。則常修也。關氏乃與修讀書。習二十餘年。才學優博。越絕流輩。咸

通六年登科云々(太平廣記二百七十一)

(婦人類所引南楚新聞)

とあり是の物語が唐宋にかけて喧傳された證據は宋の錢布白の南部新書にも

關圖有一妹。有文學善書札。圖嘗語同僚曰。某家有一進士。所恨不櫛耳。後適常氏。修之母也。修

咸通六年登科(丁)

と言つて稍異つて傳へられてゐるのにも明かである。常修は何科に登科したかは明かでないけれどもその記事から考へて恐らく進士科に登第したものであらう。斯るが故に世人の注目を引いたものと思ふ。猶ほ他に庶吏の類の如きで登科した例もある故科舉に赴いた士人の中には相當廣範圍の階級人のあつたと言ふ考へが正しいことが證明されたわけである。

唐代の科舉の内最も普通に行はれたものは通典にもある様に

其常貢之科有秀才。有明經。有進士。有明法。有書有算(十五卷選舉三)

の六科であつたが時あつて増廢されたことは右の通典及び新唐書の選舉志に大體載せられてゐる。而して此の中でも唐人の集つたのは明經と進士の二科目であつた。

通典によれば

初秀才科最高。中略貞觀中有舉而不第者座其州長。由是廢絕。中略自是士族所嚮唯明經進士二科而

已(卷十五選舉三)

とあり同じく通典に

其進士大抵千人得第者百一二。明經倍之得第者十一二(同前)

とあつて何れも相當の難關であつたことが考へられる。而して此の二科中でも殊に進士は唐一代を通

じて尊重せられ王定保は

永徽已前俊秀二科猶與進士並列。咸亨之後凡由文學一舉干有司者。競集進士矣。(據言卷一。述進士上篇)

と言つてゐるし又他の處では

進士科始於隋大業中。盛於貞觀永徽之際。縉紳雖位極人臣。不由進士者。終不爲美。歲貢常不減八九百人。其推重謂之白衣公卿又曰一品白衫。其艱難謂之三十老明經。五十少進士。(據言卷一。散序進士)

と記して進士科の及第者は殆んど高位高官となること間違ひなしと人も許し、自分も許しそれに向つて年の老ふのも忘れて突進したのである。元和中李肇は國史補一篇を著したことは王定保も言つてゐるが彼はその中で

進士爲時所尙久矣。是故俊又實集其中。由此出者終身爲聞人。(據言作文人)故爭名常切而爲俗亦弊。中略其風俗繫先達。其制置存于有司。雖然賢士得其大者。故位極人臣。常十有三二。登顯列十有六七。云々

(安永九年和刻
唐國史補下卷)

と言ひたとへ科擧には支那人に付きものの情實や不正があらうとも、やはり此の制度から相當の人才が得られつゝあつたことを述べてゐるのであつて之を、其の當時の人さへ制度の缺陷に歸した九品中正制度に比して⑩一面的觀察からするなれば社會的には寧ろ大いに開放的であり超階級的であつて上品無寒門。下品無世族と云ふ様な状態の比較的に芟除されてゐたかに見える。さればたとへ門閥貴人の

子弟であらうとも若し科擧に及第しなかつたなれば不遇をかこたねばならぬ恐れは充分あつた。

盧汪門族甲天下。擧進士不第。中略晚年失意(拙言十)

とあるのや、

劉得仁貴主之子。出入擧場竟無所成。曰外家雖是帝。當路且無親(同前)

とあるはそれを物語つてゐる。後者の例は寧ろ科擧の情弊を暴露したものであるが而し貴人の子と雖も必ずしも及第し得ない所に科擧の本質があると思ふ。故に王定保は

古人擧事所難者。大則赴湯火。次則臨深履薄中略殊不知三百年來科第之設。草澤望之起家。簪紱望

之繼世。孤寒失之其族餒矣。世祿失之其族絕矣(拙言九卷論參看)

と言つてゐるのであつて彼の觀察は蓋し正當であらうと思ふ。

さて斯様な状態であつたからして唐代に於いてはも早南北朝時代に行はれた様な

至於士庶之際。實自天隔(宋書四十三王弘傳)

と言ふ嚴重な士庶區別觀念は芟除され、一方門閥貴族制を維持してゐた門戸の高下を云々する風潮も次第に解消されて此處に一般的貴族即ち平等なる貴族の階級が一般庶民の上に徐々出現しつゝあつたのではないか。而して此の平等なる新貴族こそ宮崎市定氏が唐代に於いて發生しつゝあつたとされる近世的士大夫の階級(註⑩)であつて、唐代門閥貴人は後述する様な一個の生活意識を以つて此の新事態に處

し、以つて自が家門をして次第に此の新しい階級に同化せしめ、従つて舊來の門閥階級をして次第に新しきものへと變質せしめて行つたものと考察することが出来ると思ふ。

而して斯様な時代にあつて若し寒士や貴人以外の庶人が支配階級たる高級の官人となる道に障礙ありとするなればそれは何であつたらうか。今唐から宋初にかけて行はれた各種の傳説的物語や小説の類からそれを推測して見やう。太平廣記の中に收められてゐる櫻桃青衣と言ふ物語に⁵²⁾

天寶初有范陽盧子。在都應舉。頻年不第。漸窘迫^(太平廣記二百八十一夢類六)

と言ふのがあり又其次には

貞元中進士獨孤遐叔家于長安崇賢里。新娶白氏女。家貧下第^(同前書所引河東記)

と言ふ物語が收められてゐる。又同じく太平廣記の中に

唐餘干縣尉王立調選。傭居大寧里。文書有誤。爲主司駁放。資財蕩盡。僕馬喪失。窮悴頗甚。每丐

食於佛祠。徒行晚歸。云々^(太平廣記百九十六豪俠類所引集異記)

とある。これ等は何れも唐代から宋初にかけて人々が語り傳へ又書籍に記録して傳へたものを太平廣記が収録したものであつて一つの物語が各種の他の物語の源流となり又は形を變へて傳へられてゐたものである。⁵³⁾けれども當時の人が斯様な物語を語り傳へる所に、其の背後に存する社會的事實が髣髴として觀せられるのである。即ち此處に示した物語は何れも科擧に關するもの許りで唐時の人が前に

も記した様に階級の高下を問はず科擧試験に狂奔し熱中した所から、その事實にからんで斯様な物語が作られ信せられ、又記録されたものであらうと理解するのは妥當である。

所で此の物語は何れも科擧試験に落第したが爲めに窮迫したか又は貧なる故に及第し得なかつたかの二である。そうして斯様な例は唐時の此の種物語には往々にして出て來る所である。而して通典の沈既濟の論文には當時地方の人々か科擧の爲めに都に雲集し多くは空しく資産を蕩盡する有様を論じて

夫人有定土土無賸人。浮冗者多則地著者少。自隋罷外選。招天下之人聚於京師。春還秋往鳥聚雲合。

窮關中地力之產。奉四方游食之資。中略且權分州郡所辟擧則四方之人無有遐心。端居尊業。而祿自及。

祿苟未及業常不廢。若仕進外絕要擢乎京。惜時懷祿孰肯安堵。必貨鬻田產。竭家贏糧。糜費道路。

交馳往復。是驅地著而安爲浮冗者也。(通典十八選舉六)

と言つて居り同じく通典に引かれた唐の劉秩は選舉の弊害を論じて其第七弊に

羈旅往來糜費實甚。非唯妨闕正業蓋亦隨其舊產。未及數擧索然已空其弊七也。(通典十七卷選舉五)

と言つてゐるのは何れも先に擧げた様な物語の現實性の一面に對する證明である。唐時科擧に及第する爲めには普通非常なる巨費と長年月の修學を要した。先に擧げた關圖の記事の様に二十年も要した例があるし唐の白行簡(50)の著した李娃傳と言ふ小説には

有常州刺史滎陽公者。中略時望甚崇家徒甚殷。知命之年有一子始弱冠矣。雋朗有詞藻。迥然不群。

深爲時輩推伏。其父愛而器之。曰此吾家千里駒也。應鄉賦秀才舉將行。乃盛其服玩車馬之飾。計其

京師薪儲之費。謂之曰。吾觀爾之才。當一戰而霸。今備二載之用。且豐爾之給。將爲其志也。(太平廣記四百八十

四卷雜傳
記類一)

とあつて人も許るし吾も許るした英才にして尙二年の修學費用の準備が必要であつた。されば三十老明經五十少進士の状態が普通であつたとすれば唐代舉人の要した財的背景は蓋し思ひ半に過ぎるものがあるだらう。

即ち斯様にして當時にあつては權力と名譽とを持つた高位の官人となる爲めには先づ財力と言ふものが常識的な意味に於ける眞面目な人々にとつては第一に考へられねばならぬ問題となつて來たであつたらう。財力なき寒賤の人は如何に才學あるも先づ人は登第困難としたのではないか。撫言に

盧肇袁州宜春人。與同郡黃顛齊名。顛富於産。肇幼貧乏。與顛赴舉同日遵路。郡牧於離亭餞顛而已。時樂作酒酣。肇策蹇亭則而過。出郭十餘里。駐程俟顛爲倡。明年肇狀元及第而歸。刺史已下接之。大慙恚云々(撫言卷三)

と傳へられてゐるのはそれを示してゐると思ふ。そこで新唐書(卷七十一)宰相世系表の序にも

唐爲國久。傳世多。而諸臣亦各修其家法。務以門族相高。其材賢子孫不殞其世德。或父子相繼居相

位。或累世而屬顯。或終唐之世不絕。嗚呼其亦盛矣

と言はれてゐる様に已に國家の統制下に服し従つて其の高級なる政治に關與し國家の高位なる官人となることを家の名譽とし子々孫々此の如き國家の樞要なる官人たるの家門が永續することを誇りとし又斯くあらんとを念願した門閥貴人の家に於いても家産の經營と言ふとは忽にす可らざる重大事となつて來なければならなかつたであらう。換言すれば血統の尊卑と言ふことが、より重要なことと考へられてゐた前代的貴族の意識の中心へ、それに代つて經濟上の經營を如何にするかと言ふことがより重要なこととして次第にその位置を明確にして來る様にならねばならなかつたと思はれるのである。

即ち此に於いて彼等が如何にしてその家門を經營しその社會的地位を維持せんとしたかの問題が考へられねばならぬと思ふ。さて前に引用した宰相世系表の序にも家法を修めて家門の永續を圖ると言ふことが出てゐるし又宋の馬永卿の著した懶眞子を見ると

唐世士大夫崇尚家法柳氏爲冠。公綽唱之。仲郢和之卷二

とあり唐代の柳氏の如き名家にあつては家法なるものが重んぜられたことが判明する。而して其の家法なるものは何であるかと言ふに馬氏は柳家の家法の嚴格なりし例として、その家に屬してゐた一女奴隸の貞潔が柳家々法の清嚴なりし影響であつたと記るしてをり又舊唐書には

近代士大夫言家法者以穆氏爲高(穆寧傳百五十五卷)

と言はれ新唐書には

貞元間言家法者尙韓〔休〕穆〔寧〕二門〔百六十三、穆寧傳〕

と言はれてゐる所の穆寧の一家は

家法清嚴。〔穆〕贊兄弟奉〔老父母〕指使笞責如僮僕。贊最孝謹〔舊唐書同前〕

とあつて、是等の家法なるものは何れも漢族道德觀念の根底をなす所の孝順貞潔と言ふ如き家族道德が主として強調せられてゐるものであつた様である。而して當時の人々の考に従へば家門の繁榮は先づ斯様な家族道德の嚴格に行はれることが必要であつた。

諸崔自咸通後有名。歷臺閣藩鎮者數十人。天下推士族之冠。〔新唐書崔子遠傳百八十二卷〕

と記されてゐる名家崔氏の一族は唐時の人々が、

世謂。崔氏昌大有所本。〔同前〕

と評判したのであつたがその所謂「本づく所」とは

〔崔士遠〕曾王母長孫春秋高。祖母唐事姑孝。每旦乳。姑一日病。召長幼言吾無以報婦。願後子孫皆

若爾孝〔同前〕

と言ふ孝悌の徳を指してゐるのであつた。馬永卿が唐世士大夫家法の冠たるものとして柳家の一族柳玘の家訓にあつては

世族遠長與命位豐約。不假問龜著星數。在處心行事而已(新唐書百六十三柳班傳)

と言つてある。在處心行事而已と言ふことの内容は即ちその祖公綽のたてた

立已以孝悌爲基。恭默爲本。畏怯爲務。勤儉爲法。肥家以忍順。保交以簡恭云々(同前)
を遵守することにあつたのである。

斯様に家門の永久的繁榮の爲めに必要とされる家法は其の精神的道德的方面が甚だしく強調されてゐるのに比して物質的經濟的方面に至つては極めて消極的であり、却つて穆寧と共に家法の清嚴を以つて聞えた韓休の子孫の一人澁の如きは

清潔疾惡。不爲家人資產(新唐書百二十六韓澁傳)

と言ふ様な家庭經濟には無關心な態度を採りそして斯様な態度が賞讃に價ひすることゝして貴人の間に承認される傾向があつた。

〔趙〕樞性清約位台宰。而第室童獲。猶儒先生家也。得稟入先建家廟而竟不營產(新唐書百五十五趙樞傳)
とか

〔高郢〕生平不治產。有勸營之者。答曰。祿廩雖薄在我則有餘。田莊何所取乎(新唐書百六十五高郢傳)
とあるは何れも韓澁と同じ様な態度を持した人と考へられる。

而しこれ等の考へ方は一面には當時の貴人が已に玉井氏も説かれてゐる様⑤に國家の法律を枉げ下民

を虐げても家産を肥大させ様とした現實に對する一種の抗議であるとも考へられる。

盧坦 中略 爲河南尉。時杜黃裳爲尹。召坦立堂下曰。某家子與惡人游破産。盡察之。坦曰。凡居官廉雖大臣無厚畜。其能積財者。必剝下以致。如子孫善守。是天富不道之家。不若恣其不道以歸於人

(新唐書百五十九盧坦傳)

と言ふのは斯る抗議の積極的な表現として理解される時史的な意味が生ずるであらう。

柳玘の家訓にあつても此の點は

滄官則潔已 中略 潔與富不並 (新唐書百六十三柳玘傳)

と言つて警しめてゐる。

又一面には財貨のことを口にするは彼等の貴族的性格が許るさぬ事情もあつたであらう。李義山(9)が護人語として説所入莊課(10)を擧げてゐるのも斯る貴族的精神の發露と考へられるのである。

而し當時の常識的な一般貴人が凡て斯様な抗議的態度や貴族性のみでその家庭を經營したものでないのは勿論のこと、説所入莊課を笑つた李義山も一方では倉庫不點檢や莊園不收拾を以つて須貧の條件としてゐるのは肯づかれることと思ふ。(據李義山雜纂)

さて唐代貴人の重要な財産は何であつたかと言ふに是に就いては已に玉井氏も指摘された様に土地や碾磑店舖車坊乃至奴婢及び生産力としての莊客の類であつた。(11)そして土地には莊園や第宅或は園

圃の如きものが包含されてゐるのは當然である。而して是等の財産の内でも郊外に設けられた別業。別墅。別荘。或は單に莊。等と呼ばれた住宅に附屬し、或は獨立に存する田園は貴人にとつては本質的な財産であつた。彼等は其處で靜かに讀書し思索し又著書したのであつた。

盧群居鄭之圃田讀書業成東遊（南部新書癸）

とあるは代宗徳宗時代の人盧群がその田園に於いて學を修め後それを以つて長安に至り官を求めんとした物語の冒頭である。更に

〔裴休〕兄弟同學子濟源別墅（新書作）休經年不出墅門。晝講經夜課試賦（新唐書）十七裴休傳（舊唐書百七）

とある裴休の別墅はその故郷濟源にあり新書に家墅に作つてある處を見れば正に家に附屬せる田園を意味せるものなる可く、其處に彼等兄弟は學業の研究にいそしんだことが明かである。又官を罷めた時はそこに歸つて自適の生活を送る所であつた。

〔李日知陳請乞骸骨〕及歸田園。不事產業。但葺構池亭多引後進與之談云々（舊唐書百八十八）李日知傳

とあるはその例である。當時一般に歸田園の語屢々用ひられるが多くは官を罷めた後その郷貫に於ける農業的生產をなす田園の地に歸ることを意味したと思はれる。李日知が事とせざりし産業とは勿論かゝる田園の經營のことであらう。

そして又文化の指導者であり創造者であり又その生活者であつた所の彼等が、その文化を享樂する

所でもあつた。

〔王維〕晩年長齋不衣文綵。得宋之間藍田別墅。在輞口。中略與道友裴廸浮舟往來。彈琴賦詩嘯詠終日。嘗聚其田園所爲詩。號輞川集。(舊唐書百九 十下王維傳)

而し最も大切なことは是等の田園が彼等貴人にとつて經濟的保證であり家門維持の爲めの永久的な世襲産業であると言ふ性質であつた。そして前に述べた諸性質の如きは寧ろ此の最後に舉げた特性に自ら附屬するものであるとも言ひ得るであらう。

〔王〕方翼父仁表。貞觀中爲岐州刺史。仁表卒。妻李氏爲〔大長公〕主所斥。居鳳泉別業。時方翼尙幼。乃與傭保齊力勤作。苦心計功。不虛棄數年。闢田數十頃。(舊唐書百八十 五上王方翼傳)

とあるは傾かんとする家産に對して家傳の鳳泉別業が田園としてその經濟的保證となつたことを物語る。又

牛僧孺中略隋僕射奇章公弘之裔。幼孤下。杜樊鄉有賜田數頃依以爲生。(新唐書百七十 四牛僧孺傳)

とあるはその祖に賜つた田園が子孫に傳へられて僧孺の立身の經濟的保證となつたものである。顧炎武は牛僧孺の此の田園に就いて

上略則知隋之賜田至唐二百年而猶其子孫守之。云々(日知錄卷十三。名數)

と言つてゐるが或は隋の牛弘(56)に賜はつたものが斯様に子々孫々傳へられたかと思はれる。又宋の錢希

白は

司空圖侍郎 中略 天祐末移居中條山王官谷。園廻十餘里。 中略 灌良田數十頃。至今子孫猶存。爲司空之莊耳 (南部新書辛)

と言つて唐末の有名な司空圖の莊がやはり子孫の生活安全の爲めの經濟的意味を有してゐたことを傳へてゐる。

即ち唐代貴人の經營したる田園の重要な意味は斯様に家門の繁榮の保證子孫生活の安全と言ふ處にあり彼等の家産經營の全關心は田園を中心とし、家庭經濟に關する努力や訓戒は主として田園に關して行はれたのである。

されば貴人階級に屬する最も常識的な母性愛に富める婦人は

唐崔群爲相。清名甚重。元和中自中書舍人知貢舉。既罷。夫人李氏因暇日。常勸其樹庄田。以爲子

孫之計 (李元撰、獨異志卷下及太平廣記百八十一貢舉類四參看)

と言ふ様に夫の清廉なる主義にも關らず子孫の爲めに田園を經營せんことを其の夫君に向つて要請してゐる。又李襲譽は清廉を以つて聞えた人であつたが猶ほ

每謂子孫曰。吾不好貨財。以至貧乏。京城有賜田一十頃。耕之可以充食。河南有賜桑千樹。事之可以充衣。所寫得書可以求官。吾沒後爾曹勤此三事以無求於人矣 云々(劉肅、大唐新語。清廉第六)又舊唐書五十九李襲譽傳)

と懇ろに慈父としての思ひ遣りを以つて子孫を教訓したのである。

貴人の中には前に述べた様に高踏的態度に出で理想に生きんが爲めに敢えてその家庭經濟を顧みやうとしなかつた者もあつたけれども姚崇の様に實利的實際的な政治家として有名な人^(四)に於いてはその家訓に於いても亦極めて即現實的であつて經濟的要素が家門維持の上に極めて重大性あることをよく察してゐた。それ故に

先分其田園。令諸子姪各守其分。仍爲遺令以誡子孫。其略曰。古人云富貴者人之怨也。貴則神忌其滿。人惡其上。富則鬼瞰其室。虜利其財。中略莊田水磴既衆有之。遞相推倚。或致荒廢。中略所以預爲定分將以絕其爭。中略汝等身沒之後亦教子依吾此法^(舊唐書九十 六姚崇傳)

と言つて家庭經濟上に關して周到なる家訓を遺し子々孫々永く之を守らしめんとしたのである。これに反して李日知は理想家的にして家庭經濟と言ふ如きものを顧みやうとしなかつたからして

初〔李〕日知將有陳請〔以乞骸骨〕而不與妻謀。歸家而使左右飾裝。將出居別業。妻驚曰家產屢空。子弟名宦未立。何爲遽辭職也。中略及歸田園不事產業。但葺構池亭多引後進。與之談。中略後小子伊衡以妾爲妻。費散田宅。仍列訟諸兒。家風替矣^(舊唐書百八十 李日知傳)

と言様な没落的家運を招來することになつたと考へられてゐる。斯の如きは姚崇の様な現實主義者にとつては

豈唯自玷乃更辱先。無論曲直俱受嗤毀(同前姓崇傳)

と考へられるものであつた。

されば當時の貴人に於いては田産は之を營むのが常識的な態度であつて特に清廉にして之を營まぬことを標榜する者あれば人は之に對して田園を營むことを勸説したことが往々にして記録されてゐる

〔高郢〕生平不治産。有勸營之者。答曰。祿稟雖薄在我則有餘。田莊何所取乎。(新唐書百六十五高郢傳)

是は全く自分一個の清廉主義から出た態度であつたが

〔張〕嘉貞雖久歷清要。然不立田園。及在定州。所親有勸植田業者。嘉貞曰。中略 比見朝士廣占良田。及身沒後皆無賴子弟作酒色之資。其無謂云々(舊唐書九九張嘉貞傳)

とあるは田業を營まぬ一半の理由を子孫をして却つて腐敗せしむるが爲めであると言ふ所におき、元來斯様な永久的財産はそれによつて子孫が益々繁昌すること謂れあるなれ、斯様に世上一般の例が却つて子孫の腐敗を導く結果となつてゐるのでは田園を營むも何等の謂れなきものとなるだらうと考へたのである。

嘉貞は此の見解に立つて田園を立てなかつたかも知れないが一般常識的貴人が嘉貞と同一態度を執ることは勿論出來なかつた所で新唐書に

〔李〕叔明素豪侈。在蜀殖財廣第舍田産。歿數年。子孫驕縱。貨産皆盡。世言多藏者以叔明爲鑒云

(百四十七)
李昇傳

とあるのは張嘉貞の恐れた様な子孫の放逸に對し世上の多藏者即ち貴人も勿論その中に入る所の富人階級一般が益々深く之を鑒として家産の守らざる可らざることに就いて子孫を戒飾した事實を傳へるものであらう。姚崇が諸達官子孫の衰落の原因をその放縱の爲めとし深く之を警しめたのも同様な精神である。⁽⁸⁾即ち彼等貴人にとつては勤儉と言ふ經濟生活上の徳目は極めて消極的の如くして然も家門維持の上には絶對に必要なものであつた。されば柳玘もその家訓の内にその祖公綽の家法を述べて勤儉爲法ことを訓へてゐるのであり又

〔裴〕坦性簡儉。子取楊收女。齋具多飾金玉。坦命撤去曰。亂我家法。世清其槩。(新唐書百八十二裴坦傳)

とある裴氏の家法にあつても又勤儉が財貨に對する重要守則であつたことを示してゐる。

斯くて子孫繁榮家門維持の爲めの祖先傳來の土地就中田園を子孫たるものが能く守り經營せねばならないと言ふのは單に個々の家庭に於いて要請せられた生活守則であるのみならず、又貴人社會の通念ともなつてゐたのである。

漢陽王張東之有林園(新唐書作園圃)在州西。公府多假。〔李〕臯將買之。〔馬〕彛斂衽而曰。張漢陽有中興功。今遺業當百代保之。王縱欲之。奈何令其子孫自鬻焉。(舊唐書百三十一李臯傳)

とあるは正にかゝる觀念を示すものであると思ふ。

されば當時にあつては前にも述べた様に支配階級たる門閥貴族は次第にその自らの本質を變化して所謂近世的士大夫の階級を形成しつゝあつたけれども猶ほ一般的氣風としては門閥家であることは尊敬に價することゝされ且つての子弟の登科するものも非常に多かつたことは

宰相有言。前輩重望族。輕官職。中略是歲(文宗代頃)慈恩寺題名成以族望題畢(太平廣記二百七十卷八卷類所引唐闕史)⑧

と言ふ様な言ひ傳へが行はれたことからも想像されるのであつて、これは一面全く彼等の家庭の經營法なり又は庭訓なりが遷り行く社會狀態に適應した爲めであると考へられる。

而して唐代貴人にとつて猶ほ一つ此處に本質的な財産があつた。即ちそれは彼等に教養を與へその精神生活を豊富にする許りでなく、彼等の家の本質的使命である所の官人となつて位に居り愚民を教導すると言ふ任務遂行の爲めに必要不可缺の「書籍」これであつた。

唐代に於いても士即ち官人階級者は文武を修學するを以つて業とするものであるとの考へは傳統的に承認せられ唐六典の中にも法制的にしかく概念附けられてゐる。^⑨故に唐の范攄も一商人の言なりとして

熟詩書明禮律。其惟士大夫乎。非小人之事也(雲溪友議卷十二)

と言ふ語を傳へてゐるのである。柳玘も又子孫を訓ふる家訓の中で

夫門地高者可畏不可恃。可畏者。立身行己。一事有墜先訓則罪大於他人。雖生可以苟取名位。死何

以見祖先於地下。不可恃者。門高則自驕。族盛則人之所嫉。實藝懿行人未必信。纖瑕微累十手爭指矣。所以承世胄者修己不得不懇。爲學不得不堅。(舊唐書百六十五柳玭傳)と言つて世襲貴人の子弟は特に學を修めて家門の維持を圖るの義務あることを強調し辱先喪家の五大失の一として

不知儒術不悅古道。嚮前經而不恥。論當世而解頤。身既寡知。惡人有學(同前)としてあるのは學問が貴人にとつて如何に重要なものであり又本質的なものであると考へられてゐたかを示すものであると思はれる。

然るに唐代に於いては修學に必要な詩書禮樂法律史書の類は猶未だ版本とされなかつた様で記録や遺物の上で漸く唐末に及んで始めて曆(11)とか小學(12)に關するもの或は道教(13)や佛教(14)に關する宗教書の類が刊行されてゐるのを見るに過ぎないのであり印刷術が隋代に果して始まつた(15)とするも文化的に眞に利用され始めた時代は唐末頃と考へるのが先づ妥當なる可く従つて市村博士が唐代を以つて猶寫本時代に屬するものとされてゐるの(16)は正しく、今日と雖も博士の説を否定することは出来ないと思ふ。

されば唐代に於いて書籍の貴重且高價なりしは蓋し想像以上であつたらう。蘇軾の李氏山房藏書記に余猶及見老儒先生。自言其少時。欲求史記漢書而不可得。幸而得之皆手自書。日夜誦讀惟恐不及云々

(沈德潛。唐宋八家文讀本) 卷二十三蘇軾文による)

とあり、蘇軾は略北宋後葉の人としてよいから此の老儒先生の少時は又略北宋の中世を指すと考へられる。板本の相當行はれた北宋中世猶此の如くであつた。

又その所傳には疑問ありとはされてゐるけれども宋の王明清の揮塵餘話にある

母邱儉貧賤時嘗借文選交游間。其人有難色。發憤異日若貴當板以鏤之遺學。後仕王蜀爲宰。遂踐其

言刊之。印行書籍創見於此(卷二所引陶岳五代史補)

と言ふ所傳^⑦の如きは唐末の頃に於いて書籍の稀少と高價が如何に寒庶にとつては障礙であつたかを示すものと思はれる。故に宋の葉夢得も

唐以前凡書籍皆寫本。未有模印之法。人以藏書爲貴。人不多有。而藏者精於讐對(石林燕語卷八)

と言つてゐるのであつて唐人は書籍を極めて貴重し之を田園の如き基本的財産と共に子孫に傳へ以つて子孫が教養を深め或は家門の維持の爲めに謂ゆる士業の具として利用せんことを訓へたのであつた。李襲譽は先にも擧げた様に清廉なる人であつたが書籍の聚集には大いに努力したのであつて

所得俸祿散給宗人。餘貲寫書數萬卷(劉肅、大唐新語清廉第六及舊唐書五十九、李襲譽傳)

と言はれ、それを子孫が仕官の爲めに利用せんことを訓言してゐる。^⑧又家法の嚴格を以つて謳はれた

柳公綽も

柳公綽家藏書萬卷。經史子集皆有三本。一本尤華麗者鎮庫。又一本次者長行披覽。又一本又次者。

後生子弟爲業。皆有厨格部分不相參錯(南部新書丁)

とあつて家門の榮譽と繁昌を願つた彼が永く子孫の爲めに斯の如く書籍を遺すと言ふことは當然でなければならぬ。

斯て田園が貴人の家庭に於ける物質的生活の本質的遺産でありとするなれば書籍も亦實にその精神生活を助長し啓發し且つは社會的地位を保證せしめるに缺く可らざる貴人家庭の本質的遺産の一つであると言ふことが出來やう。故に田園を守り營み發展せしめることが子孫の義務であつた様に家傳の書籍を大切に保存することも又子孫に課せられたる義務でなければならなかつた。

杜兼嘗聚書萬卷。每卷後必自題云。倩俸寫來手自校。汝曹讀之知聖道。墜之嚮之爲不孝。(太平廣記二百二卷所引)

大唐傳載⁽⁹⁰⁾

とあるは杜兼が子孫に對して孝道の觀念に訴へてその義務を強調したものである。

そして以上述べた様な個々の家庭の經濟的生活に關する庭訓は當時決して單にそれ等の家庭に於いて個々に行はれてゐたのではなくて寧ろ是等個々の家庭を全般的に包含する所の全貴族階級に普遍妥當なるものとして徧く貴人の子弟に要請せられた訓戒でもあつたと考へられる。

即ち宋の孫光憲が

唐咸通中荊州有書生。號唐五經者。學識精博。實曰鴻儒。旨趣甚高。人所師仰。中略常謂人曰不肖

子弟有三變。第一變爲蝗虫。謂鬻莊而食也。第二變爲蠹魚。謂鬻書而食也。第三變爲大虫。謂賣奴婢而食也。三食之輩何代無之（北夢瑣言卷三）

と言つてゐるのは唐五經と號した學者がその接せし貴人階級の子弟に向つて發せし一種の訓言であつて當時斯様に莊園や書籍や乃至は多數の奴婢を擁してゐて、唐五經の訓言の眞に必要であつた様な階級者は貴人より他に無かつたことは既に學者の研究し又此の論文が上來説いて來た所である。即ち斯る訓言は全貴人階級の指導的立場にある人々の通念であつたことが認められ貴族階級に於ける家門の社會的地位と財富と教養と言ふ三つのは此處に密接なる關係を有する一個の生活觀念として彼等の意識の内に新なる意義を發見するに至りそうして又此處に舊來の門閥貴族は斯様な生活觀念に指導されつゝ自が家門を新しい社會狀勢に適應して愈々繁榮せしめんとし且又その全階級をして徐々に新階級構成者たるに適する様おのづから變質せしめて行つたものであると考察することが出来るであらう。（完）

—昭和九年三月三日朝—

註① 史學雜誌第三十四卷。玉井是博氏論文唐時代の社會史の考察。

② 仁井田陞氏著唐令拾遺序說第二。六十一頁以下及び封符令第十二。三百十八頁—九頁參看。猶ほ氏は六典に引用のものに官品の書き入れてあるは官品令に基づいたものとされた。

③ 氏は令集解の雜論令雜論餘集解に引かれた古記所引の唐令に依つて記録された。—唐令拾遺三百五頁。

④ 唐令拾遺三百五頁—六頁參看。

⑤ 同前參看。

⑥ 舊唐書卷四十二職官志。通典卷四十大唐官品開元二十五年制定及唐令拾遺官品令第一參看。

⑦ 唐令拾遺祿令第十三。三百二十一頁以下參看。

⑧ 前掲書田令第二十二。六百十七頁—二十頁參看。

⑨ 前掲書田令第二十二。六百四十五頁—五十一頁。特に六百四十六頁參看。

⑩ 前掲書選舉令第十一。三百頁—一頁及二百九十七頁參看。

⑪ 仁井田氏は通典卷百七十刑八寬恕の項に、太宗嘗錄囚徒。罰其將死。爲之動容。願待臣日刑典仍用。蓋風化未洽之咎。愚人何罪。而肆重刑乎中略更令百僚詳議。於是玄齡等復定議曰。按禮孫爲王父尸。按令祖有陸孫之義。然則祖孫親重。而本無兄弟屬

輕後略

とあるを引いて參考に供して居られる。

⑫ 東亞經濟研究第十六卷、小島祐馬博士論文。支那の學問の固定性と漢代以後の社會。六頁參看。

⑬ 新唐書卷百三十二本傳參看。

⑭ 劇談錄二卷は唐の康駢の作とされてゐる。新唐書藝文志卷五によれば康駢劇談錄三卷字駕言乾符進士第となつてゐる。四庫全書總目には駢は駢の誤りならんとなり。又同總目によれば近本は太平廣記中の文と全く一相合する故當時の眞本にあらずして後人廣

記によつて書を爲したものとしてゐる。蓋し是ならん。今假に學津討源本による。(四庫全書總目卷百四十二小說家類三參看)

⑮ 五代の王仁裕が民間の傳説を集めて作つたと言はれる開元天寶遺事によれば

長安富民王元寶楊崇義郭萬金等國中巨豪也あつて此の三人の富豪は庶民であり商人であると考へられる。猶ほ王元寶と言ふ人は玄宋の時代に非常に有名であつてゐるの傳説のある人である。玄宋の頃の人は錢のことを王と言つた。それは錢に元寶の字があるからであると唐の李元(近本)の獨異志卷中(近本)に載せてある。(四庫全書總目百四十卷小說家類一開元天寶遺事項及同書百四十四卷獨異志項に兩書の批判あり參看のこと)

⑯ 支那學第三卷岡崎文夫氏論文。九品中正考、百九十八頁—二百八頁參照。

①7 前掲論文二百八頁—九頁參看。

①8 史林第十四卷、岡崎文夫氏論文、南朝貴族制の起源百八十一頁—二頁參看。

①9 同前掲論文百八十三頁以下。

②0 同書六百九十八頁參看。

②1 周書卷二十三、蘇綽傳參看。

②2 通典卷十七、選舉五劉秩論參看。

②3 據言(五代王定保)卷一に進士科始隋大業中云々とあり又唐書藝文志(卷五)に劉肅大唐新語十三卷元和中江都主簿とある大唐新語によれば隋煬帝改置明進二科。國家因隋制。增置秀才明法明字明算。並前爲六科云々(卷十)とあつて進士科の如き科擧制度が隋の煬帝の時から起つたとある。御批通鑑輯覽卷四十七には(大業二年)始建進士科とあるけれどもその根柢は意外に薄弱と思はれる。而し要するに唐代の科擧の科としての進士及び明經(劉肅よれば)従つて唐代行はれた如き科擧制度が稍、隋の大業初或は開

皇末の天下統一統事業の最高潮期に現はれたことは疑ないと思ふ。猶唐書卷七十六の杜正玄傳及び正藏の傳には開皇末から大業にかけて彼等兄弟三人が秀才科に登第したとあるが劉肅は秀才は唐の増置した所となしてゐるから或は開皇末大業中の秀才は未だ從來のものと變りなく唐の所謂科擧の科目としての秀才科とばや、異つたものであつたかも知れない。

②4 陰餘叢考卷十七。六朝重氏族項參看。

②5 歴史と地理第九卷。内藤虎次郎博士論文概括的唐宋時代觀參看。

②6 此の表に用ひた文献は

a、通志藝文略卷六十六譜系項を主とした。本論にも言つた如く此の書が一番唐代の譜牒を多く載せ又其の分類法も最も合理的であるから今専ら之に依りその不充分なる所を他の諸書によつて補ふ様にする積りで他書を參看した。

b、舊唐書卷四十六經籍志上雜譜牒部及び各列傳を參考とした。

c、新唐書卷五十八、藝文志譜牒類を參看。又本傳は勿論參考のこと。但し此の中に岑義の氏族録が「亡」と註されて載つてゐ

るが彼は略々睿宗の頃に氏族録を修したことは舊唐書の本傳(卷七十)に明記されてゐるから、此の論に引用してもいゝと思はれたけれども(a)にも言つた様に通志を中心として考へる今の場合割愛した。而し割愛しても彼の著書は依然玄宗を中心とした時代(註32)以前(參看)の作である故に本論の爲めには有力な傍證にはなつても決して妨げにはならない。又冊府元龜の永徽初に呂才が撰したとある姓氏錄は誤傳であらう。恐らく新唐書や會要にある様に許敬宗やその他の人々と通志の所謂姓氏譜二百卷を著はしたことを元龜は誤解したものと思はれる。

d、唐會要三十六氏族。

e、冊府元龜卷五百六十國史部譜牒の頃。本註(c)參看のこと。

f、玉海卷五十は他書の及ばざる特徴がある、故に是は又有力なる參考資料となるのである。

猶ほ貞觀氏族志に就いては註②⑤參看。

①7 前註a參看のこと。

②8 通志卷六十六藝文略譜系項の註參看。

②9 前掲書參看。

③0 前掲冊府元龜參看。

③1 通志氏族略序には彼はやはり柳芳の永泰(新)譜を他の諸書と共に總譜の項に入る可きものと考へてゐたことが表れてゐるが是の誤りなることは本論に説いた通りである。

③2 玄宗を中心とした時代とは必ずしも玄宗を以つて限界とする意味ではなく、凡そ玄宗の前後の時代に氏族譜の編纂に關係活躍した人たとへば韋述とか蕭穎士とか柳沖とか又は孔至と言ふ様な人々の時代を指すのであつて、孔至の如きは玄宗の退位以後になつて百家類例を作つてゐる(本稿六)が此の論文では彼をも「玄宗を中心とした時代」の中に入れて考察した方が便利であると思はれる。以後本論に此「玄宗を中心とした時代」の語の出て來た時は本註の意に解す可きである。

③3 表B參看のこと。

(42) 國立北平圖書館叢書第五卷及び第六卷の何れも第六號に燉煌出の貞觀氏族志の殘卷と稱するものが紹介せられてゐる。原本が

如何なるものであるか判らないが活字に組まれた所を以つて見れば今日唐會要三十六卷新唐書卷九高士廉傳、通鑑百九十卷貞觀十

二年條に傳へられてゐるものとは甚しく異つたもの、様である。第一上奏の年月が異り又書限に入つた姓氏の数が異つてゐる。

第二に隴西の李氏を筆頭とし外戚を次とし崔民幹(通鑑上依る)を第三とする所の天下の氏族を通過して之を九等級にする分類法を

此の所謂貞觀氏族志殘卷なるものは採用してゐない様であつて各郡の名の下に恐らく家門の高下に從つたと思はれる順序で姓氏が記述されてゐる。而るに之が貞觀年中に高士廉等によつて上奏された姓氏譜の類に違ひのないことは殘卷の終りに附され

た上奏記によつて確かである。次にそれを示さう。

以前太史、因堯置九州。今爲八千五郡。合三百九十八姓。今貞觀八年五月十日壬辰。自今已後明加禁約。前件郡姓出處。許

其通婚嫌。結婚之始非舊委忘。必須精加研究。知其囊譜相承不虛。然可爲足。其三百九十八姓之外。又二千一百雜姓。非史籍書

載。雖預三百九十八姓之限。而或媾官混雜。或從賤入良。營門雜戶。暮容商賈之類。雖有譜。亦不通。如有犯者。剔除籍。光

祿大夫兼吏部尙書許國公士廉等奉

勅令臣等定天下氏族。若不別條舉。恐無所惡。准令詳事記。件錄如前勅旨依奏

大審歲次丙辰後三月庚午朔十六日乙酉晉國唐氏苾芻悟眞記勘定

とある。大審歲次云々は書寫勘定の年月であることは明らかである。第一の相違に就いて考察して見やう。會要に

貞觀十二年正月十五日修氏族志一百卷成上之。先是山東士人好自矜誇以婚姻相尙。太宗惡之中略詔禮部尙書高士廉(等)中略

以爲氏族志。以崔幹爲第一等書成。太宗謂曰中略今定氏族者欲崇我唐朝冠冕垂之不朽。何因崔幹爲第一等。列爲第三等。合二百

九十三姓千六百五十家分爲九等。頒於天下

とあつて圈點を附した所に注意して讀めば貞觀十二年以前に已に「氏族志」なる書の完成されたのを知る。又通鑑によれば

〔貞觀十二年〕吏部尙書高士廉(等)中略撰氏族志。成上之。先是山東士人崔盧李鄭諸族好自矜地望中略命士廉等徧責天下譜牒中

略○第○其○甲○乙○褒○進○忠○賢○貶○退○姦○逆○分○爲○九○等○士○廉○等○以○黃○門○侍○郎○崔○氏○幹○爲○第○一○上○曰○〔我○不○解○世○人○何○尙○山○東○黃○門○邪○〕今○欲○釐○正○訛○謬○捨○名○取○實○而○卿○曹○猶○以○崔○氏○幹○爲○第○一○是○輕○我○官○爵○而○徇○流○俗○之○情○也○乃○更○命○刊○定○專○以○今○朝○品○秩○爲○高○下○中○略○凡○二○百○九○十○三○姓○千○六○百○五○十○一○家○頒○於○天○下

とある。先是の二字を山東士人云々に懸るものとせず次の圈點を打つた所に懸ると解することは決して不當ではない。會要の文意を以つて通鑑を読む時殊に然りである。果して此の考が正しいとすれば、乃更命刊定專今朝品秩爲高下の前の氏族志こそ北平圖書館館業に紹介されてゐる貞觀八年のそれであらうと思ふ。而し此の氏族志の紹介者も言つてゐる様に八年五月十日壬辰は長曆に合しないから何か筆寫の誤りか存する様に思はれる、玉海卷五十の譜牒の項編古命氏條には王應麟が書目を引いて李利涉の編古命氏の卷末に諸氏族譜一卷が載せられてゐたことを記し「云梁天監七年中正王僧孺所撰俚士流案此譜乃通昏姻、正觀六年又命高士廉等定氏族明加禁約云」と言つてあるから前述殘卷は恐らく此の六年の撰になるものではないだらうか、而し猶ほそれでも長曆に合しないが同年六月十日なれば正に十日は壬辰に當る故に或は六の誤字かも知れない。高士廉等が先に上つた氏族志と太宗が更に刊定せしめた氏族志との間に若干の年月の開きを想定しやうとする考へ方を否定する事實は別にならぬ。従つて書限に入つた姓氏の數の相違も勿論有り得ることである。第二の相違について考へて見やう。果して此の殘卷氏族志なるものが最初に高士廉によつて上られたものなればその順序は天下の氏族を通觀綜合して九等の順に配列したものでなければならぬ。而るに此の殘卷は郡を列舉してその下に姓氏が殆んど家門の高下の順と思はれる方式に於いて記されてゐることは（同紹介）（參看）不思議でなければならぬ。而し思ふに是は恐らく十二年度のと同じ様に先に上られた氏族志も九等に配列されたがその末尾に閱覽に便する爲めに特に斯る形式のものを附加したもので偶々其の部分だけが殘つたものではないかと考へられる。その證據は前掲奏記の△符を付した所を玩味す可きである。

以上説いた如くであるから是は正しくは貞觀六年度氏族志と謂はる可きもの、殘卷ではないかと思ふ。而し、決して十二年度のそれと同一物ではないことは明かである暫らく卑見を述べて先達の高敷を仰ぐ。

③⑥ 舊唐書の高祖本紀によれば李唐は隴西の出である。

③⑦ 此の譜は種々の名稱で呼ばれてゐることは表Aの備考に示す通りである。今通志、新唐書藝文志舊唐書經籍志に依つて「姓氏譜」としておく。

③⑧ 舊唐書卷百八十九下柳沖傳參看。

③⑨ 隋書卷三十三經籍志は唐初現在の譜系を聚録したもなるが魏晉以來の一般氏族を綜合通觀したものに當時の國號年號を冠せたるものは見當らない様である。

④⑩ 陔餘叢考卷十七。六朝忠臣無殉節者項參看のこと。

④⑪ 新唐書卷百九十一忠義傳上參看。

④⑫ 宋の洪邁は新唐書宰相世系表皆承用逐家譜牒。故多有謬誤(容齋隨筆卷三)と言つてゐる通り往々にして新舊唐書の列傳と相異の箇所あれども本論の進行を妨げる様な誤謬はなく何れも是正し得るものである。

④⑬ 通典卷十五。選舉三參看。

④⑭ 韓愈の所謂「今年」が何年であるか判明しないが文獻通考卷二選舉考二は(貞元)十九年敕禮部舉人自春以來久復時雨。念其旅食京邑費用屢空。其禮部舉今年宜權停の次に一段下げて此の文を載せてゐる猶全唐文卷五百四十九參看。

④⑮ 南楚新聞は新唐書五十藝文志によれば尉遲樞南楚新聞三卷唐末唐末となつてゐる。太平廣記は之によつたものであらう。

④⑯ 太平廣記所載全文參讀。

④⑰ 王定保摭言卷八に載せられた許棠の逸事參看。許棠その人に就いては新唐書高銜傳に付傳あり。

④⑱ 前掲摭言卷一。

④⑲ 受験生が如何にもして登科せんものと、あせる結果、不正を働くに到るであらう。それ故に禮部闈試之日皆嚴設兵衛。荦棘圍之。搜索衣服讖詞出入以防假濫焉。(通典第十五選舉三)

と言ふ嚴重を極めた豫防が行はれた。斯様な豫防は受験生一同に對して行はる可きものであるから家門の高下等は問ふてゐる

唐代貢人に就いての一考察

第十九卷 第三號 五一三

選はないであらう。元和の進士舒元興と言ふ人は受験生に對して斯様な苛酷な取扱ひを爲すことは中略宰相公卿由此(科)出。夫宰相公卿非賢不在選。而有司以隸人待之。誠非所以下賢意。羅輔遮蔽疑其姦。又非所以求忠直也(新唐書百七十)と言つてゐる。而し試験を公正に爲すためには是も止を得なかつたであらう。

試験に權門勢家の子弟がその權威を利用したり又は受験生が權要を利用したりする情實請託の關係は相當行はれた。册府元龜卷六百五十一貢舉部の謬濫の項に

德宗貞元五年禮部侍郎劉太真貶信州刺史。太真性怯懦詭隨。其掌貢舉。宰臣姻族方鎮子弟先收擢之云々
とあるのや李肇の國史補下に

造請權要謂之關節(和刻本國史補による)

とある當時の流行語からも其れが推察される。一體唐時の試験は猶主司の自由意志が相當深酷に働き得たのであつて拙言卷八に、王相起長慶中再主文柄。志欲以白敏中爲狀元と言ふ様な記錄のあるのは其を物語つてゐる。舊唐書百六十八卷の錢徽の傳に於る如き複雑なる情實請託の關係は一に斯様な所から起るもので宋の洪邁は是等の事情に就いて

唐世科舉之柄額付之主司。仍不糊名。又有交朋之厚者爲之助。謂之通勝中略亦有脅於權勢。或擔於親故。或累於子弟。皆常情所不能免者(容齋四筆第五卷)

と評してゐるのは透徹した意見である。而し是等のことは九品中正制度が必然的に門閥貴族制度の支持力となつたのと事情を異にし何れも罪惡感なくしては行はれ得なかつた所に科舉制度が本質的には門閥制度と相容れぬ性質の制度であることを示してゐると思ふ。(岡崎氏九品中正考參看のこと)

⑤⑥ 本論五十四頁以下參看。

⑤⑦ 桑原博士還曆記念東洋史論叢所收。宮崎市定氏論文。王安石の吏士合一策參看。

⑤⑧ 太平廣記には所引を明示してゐない。而し此種物語の源流は何れも唐代のものであることは汪辟疆と言ふ人の唐人小説なる書物に考證されてゐる。同書二十八頁—三十三頁。

⑤③ 集異記は新唐書卷五藝文志に薛用弱集異記三卷字中勝長慶とある。太平廣記は之に據つたものと思はれる。

⑤④ 汪辟疆氏著。唐人小説參讀。

⑤⑤ 本論二十三葉參看。

⑤⑥ 舊唐書卷百六十六に白居易の弟として自行簡の傳を載せてある。寶曆二年冬病卒。有文集一十卷。行簡文筆有兄風。辭賦尤稱精密。文士皆師法之とあるから一流をなした文豪であつたことが明かとなる。李娃傳は太平廣記の引文の終りに自行簡の署名があるから行簡の著として誤りではなく、その寫情寫景の緻密にして優美且つ纏綿なるは、よくその傳の辭賦尤稱精密の語に適當するものと思はれる。

⑤⑦ 顧眞子二卷參看。

⑤⑧ 史學雜誌第三十四卷。玉井是博氏論文唐時代の社會史的考察參看。

⑤⑨ 新唐書李義山の傳によれば彼の出自は必ずしも名門ではなかつた様である。曰く李商隱字義山懷州河内人或言英國公世勣之裔孫(新唐書一百)と。此處にはたゞ彼の意識が貴族的であると言ふのである。彼の著とされる李義山雜纂に此の句がある(唐人說替本)宋書の藝文志(卷二百)には李義山雜纂一卷がある。恐らく同一本であらう。

⑥① 同前註李義山雜纂參看。

⑥② ⑥③の註に同じ。

⑥④ 東洋學報第七卷加藤繁博士論文。唐の莊園の性質及び其の由來に就いて參看。

⑥⑤ 舊唐書本傳卷百四十參看。

⑥⑥ ⑥⑦「三百二十頁參看。
⑥⑧ 隋書卷四の本傳にはその記事なけれども眞面目なる家庭では多く斯様であつたらうと言ふ點で顧炎武の説は贊成出来ると思ふ。

⑥⑨ 四庫全書總目卷百四十四に近本獨異志三が載せてある。而し新唐書藝文志によれば李元(近本)獨異志十卷とあり元は十卷本で

あつたらしい。今原本に據つた筈の太平廣記の文を參看すると近本に比して甚だしく粗略である。本論に引用したのは近本獨異志である。

⑥7 舊唐書本傳參看又塚本善隆氏著唐中期の淨土教二十六頁の姚崇批評參看。

⑥8 舊唐書本傳參看。

⑥9 知不足齋叢書本の唐闕史では其上卷に楊江西及第の題目で出てゐる。四庫全書總目卷百四十二によれば著者蔣彥子は唐の高鏞の從孫彦休であると言ふそしてその年代は五代であると考證されてゐるが近本は疑ふらくは後人他書に從つて鈔撮したる跡ありとされてゐる故に今廣記の原なるによる。近本の序に

〔小説小錄稗史野史雜錄雜記多〕貞元大歷已前摭拾無遺事。大中咸通而下或有可以爲誇尙者。資談笑者。垂訓誡者。惜乎不書方冊。輒從兩記之云々

とあれば闕史に引かれたものは唐代より彼の時代頃まで人々の口に傳へられた説話であつて、又その背後に存する無数の歴史事實を髣髴させてゐるものであると思はれる。

⑦0 六典卷三戸部郎中員外郎の管掌事項を記した所に辨天下之四民使各專其業。凡習學文武者爲士。力耕桑者爲農。工作貿易舊唐書職官志卷四十二者爲工。屠沽興販者爲商。云々とあり。

⑦1 歴史と地理第十六卷。神田喜一郎氏論文。支那に於ける印刷術の起原三百二十三頁參看。

⑦2 宋の葉夢得の石林燕語卷八に

世言雕板印書始馮道。此不然。但監本五經板道爲之爾。柳玘訓序言其在蜀時嘗閱書肆。云字書小學率雕板印紙。則唐固有之矣。但恐不如今之工云々

とあり、印刷術を論ずる者は誰もが引く有名な文である。

⑦3 唐の范摠の雲溪友議卷十に

紇子尙書泉苦求龍虎之丹。十五餘稔。及鎮江右。乃大延方術之士。作劉弘傳。雕印數千本。以寄中朝及四海精心燒煉之者云々

とある文献に就いては桑原隲藏博士が已に史林十一卷にカーター氏著「支那に於ける印刷の起源」を紹介した時について、以つて紹介された。そうして紇干泉は紇干口であるとし道教に關する劉弘傳を印刷した年代を西曆の八百四十七八年の頃と考定された。

尙書紇干泉或は息は博士の指摘された他に舊唐書裴休傳に

〔裴休中年以後慈溺佛法〕與尙書紇干泉皆以法號相字〔百七十七卷〕

とあり新唐書の同傳にも

宣宗嘗曰休眞儒者。然嗜淨屠法。居常不御酒肉。講求其說。演繹附著數萬言。習歌唄以爲樂。與紇干泉素善。至爲桑門號以相字。〔百八十二卷〕

とある人と同一人であると思ふ。年代も姓名も略一致する様である。たゞ裴休傳の紇干泉又は紇干泉は佛法の信者であると思はれるのが少しく博士の指摘された人と異なる。宣宗の頃に數千本の印刷書が作られたと言ふことは文化史上看過す可らざることであると思ふがそれにつけて此の紇干某の研究は猶ほ殘された問題であると思ふ。

⑦ 現存支那最古の有紀年佛經刊本は大英博物館所藏スマイン氏將來の金剛般若經一巻で咸通九年のものである。〔神田喜一郎氏支術の起源、歴史と地理第十六卷參看又、Carter: The invention of printing in China, Ch. VIII, the first printed book p. 41 參看〕日本のもものでは西域考古圖譜下卷印本の所に吐峪溝。喀喇和卓出の佛經殘本が載せてある。

⑧ 歷代三寶記〔房撰〕第十二卷に

開皇十三年十二月八日隋皇帝佛弟子姓名數白 中略 屬周代亂常。侮喪聖跡。塔宇毀廢。經像淪亡。中略 弟子往躋三寶因緣今曆千年昌運。作民父母。思拯黎元。重顯尊容。再崇神化。頽基毀跡。更事莊嚴。廢像遺經悉令雕撰。雖誠心懇到猶恐未周云々

とあるは印刷術に關して研究する學者の常に一顧する所である。現在では隋代に佛典が印刷せられたと言ふことに對しては略肯定的な態度を採る學者が多い。而し印刷文化が眞に文化史上意義を持つて來るのは唐末であると考へることは妥當であらう

唐代貴人に就いての一考察

第十九卷 第三號 五一七

⑥ 史學雜誌第十三卷、市村鑽次郎博士論文。寫本時代と板本時代とに於ける支那書籍の存亡聚散四十五頁參看。

⑦ 前註論文、四十七頁で市村博士は現代の五代史補には此の事見ええず又母邱儉は母昭裔の誤りなることを指摘されてゐる。清の葉德輝はその著書林清話「卷」一に母邱儉は母昭裔の誤りであると思ふが王氏自身の誤りか刻者の誤りかどちらだらうかと疑ひ又五代史補についても今通行の汲古閣本五代史補には此の印刷に關する逸事がないが王氏の見た原本五代史補にはあつたものかも知れないと言つてゐる。而し何れにしても、斯る逸話は以つて唐末五代の頃の貧賤と讀書との關係を傳へるに充分であらう。本稿八十七頁參看。

⑧ 新唐書百六十三柳玭傳の柳玭家訓參看。

⑨ 四庫全書總目に(卷百四十)

不著撰人名氏。記唐初至元和中雜事。唐宋藝文志俱不載云々

とあつて大唐傳載の記述の内容の年代は略四庫全書總目の言ふ通りであるから、その書が唐人の著作であることは想像される所である。今太平廣記による。

⑩ 史學雜誌第三十三卷玉井是博氏論文。唐時代の土地問題管見第三回七百六十九頁參看。